

# 消防の広域化

令和5年7月28日（金）  
消防庁消防・救急課

## 目次

- 1 消防の広域化の現状
- 2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書
  - (1) 消防の広域化の必要性
  - (2) 消防の広域化の推進方策
  - (3) 消防の連携・協力

# 1 消防の広域化の現状

○「消防の広域化」  
二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする  
こと又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

⇒消防組織法第4章（第31条～第35条）の規定に基づき推進

※消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。

消防庁

基本指針の  
 策定

都道府県

推進計画を定め、  
 広域化の組合せ  
 等を提示 ※1

市町村

広域消防運営計画の作成

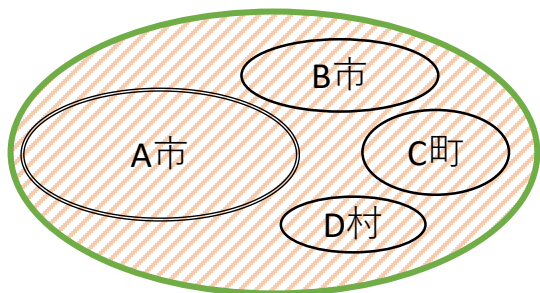
推進計画を定め、  
 連携・協力の対  
 象となる市町村  
 を提示 ※2

市町村

連携・協力の  
 実施計画の作成

## 消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う等  
 （組織を統合）



## ○「消防の連携・協力」

組織の統合に向けた調整が困難である等、実現には  
 なお時間を要する地域もあり、そのような地域において  
 は、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟  
 に連携・協力すること

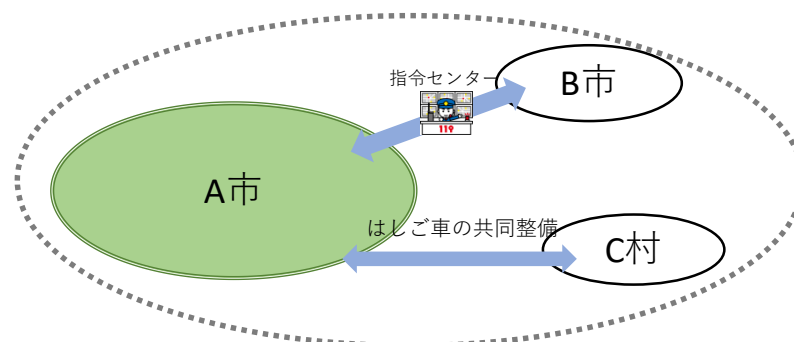
- 《例》
- ・ 消防指令センターの共同運用
  - ・ 機能強化を図るための消防用車両等の共同整備
  - ・ 火災原因調査の共同部隊 等

⇒長官通知（市町村の消防の連携・協力の基本指針）に基づき推進

※消防の連携・協力を進めていくことで、「職員間のつながり、意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果の実感」、「共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積」等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

## 消防の連携・協力

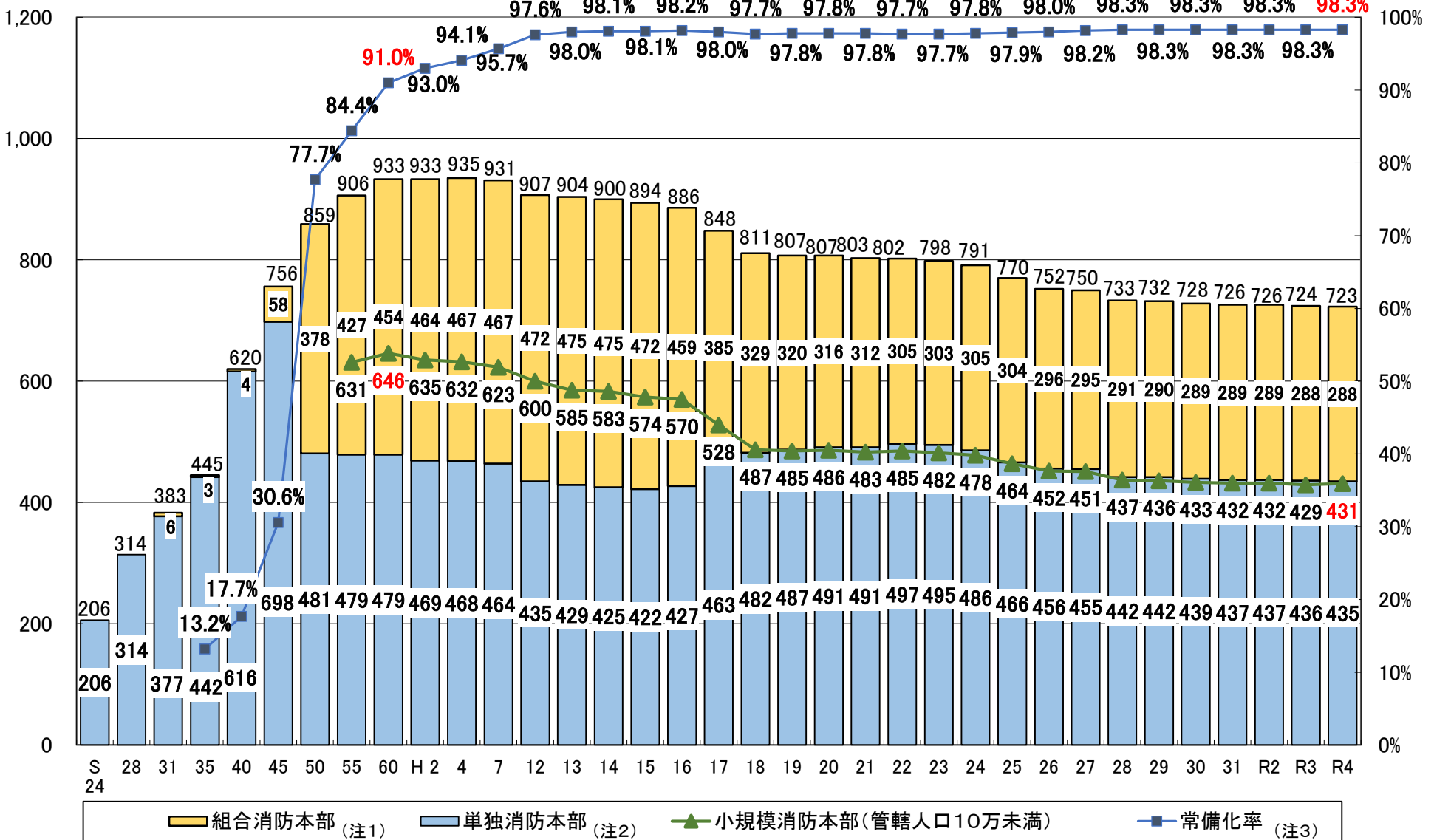
事務の一部の連携  
 （組織は統合しない）



# 消防本部数と常備化率の推移

(消防本部数)

(常備化率)



(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。) 注1「組合消防本部」・・・複数の市町村が共同で消防事務を行うために設置する一部事務組合及び広域連合。  
 (昭和24,28年は、組合と単独の合計値。)

注2「単独消防本部」・・・市町村が単独で消防事務を行っているもの。なお、他市町村から消防事務の委託を受けている場合もある。

注3「常備化率」・・・全国の市町村において、消防本部を設置している割合。

## ○平成6年9月【第0期】

### 「消防広域化基本計画の策定について」（長官通知）

- ・消防広域化基本計画策定指針の策定  
⇒都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請

## ○平成13年3月

### 「消防広域化基本計画の見直しについて」（長官通知）

- ・消防広域化基本計画の見直しに関する指針の策定  
⇒管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安となること

## ○平成18年6月【第Ⅰ期】

### 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

## ○平成18年7月

### 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- ・推進期限：平成25年3月31日
- ・都道府県は推進計画を策定し、その中で、広域化の対象となる市町村の組合せを定める。
- ・消防本部の規模の目標：管轄人口30万人以上としつつ、地域の実情を考慮

## ○平成25年4月【第Ⅱ期】

### 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：平成30年4月1日
- ・国、都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設
- ・消防本部の規模の目標：
  - ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
  - ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）の広域化を推進

## ○平成29年4月

### 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知

- ・消防の広域化には時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとした
- ・連携・協力の範囲の目標：原則として都道府県で一つの指令センターとすることが望ましく、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要

## ○平成30年4月【第Ⅲ期】

### 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：令和6（2024）年4月1日
- ・都道府県は推進計画を再策定
- ・消防本部の規模の目標：
  - ・全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域）での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
  - ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
  - ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
  - ・50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

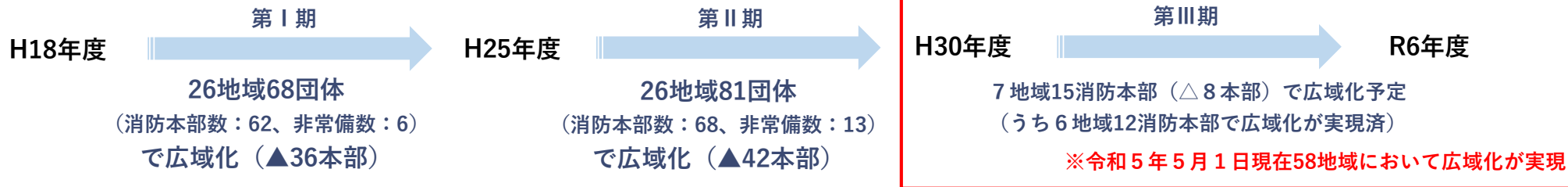
## ○「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限：令和6（2024）年4月1日
- ・連携・協力のうち、まずは指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要とした



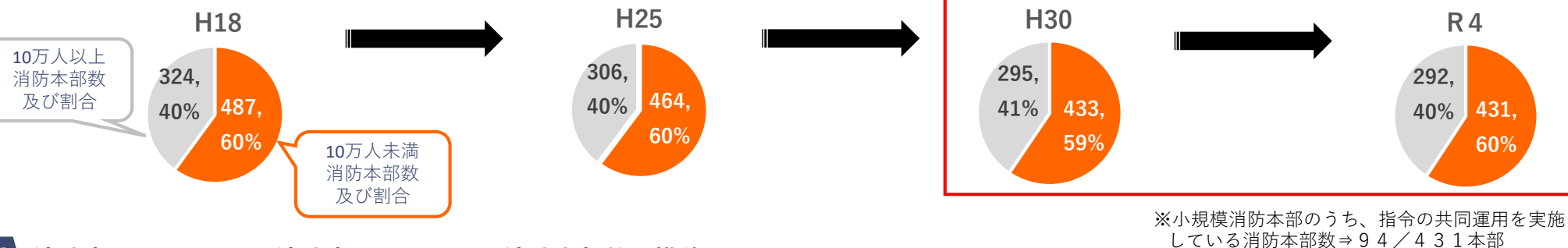
## 1 広域化が実現した消防本部数の推移

消防の広域化は、第Ⅰ期及び第Ⅱ期での進捗に比べ、第Ⅲ期では進捗が鈍化している。



## 2 小規模消防本部の変遷の推移

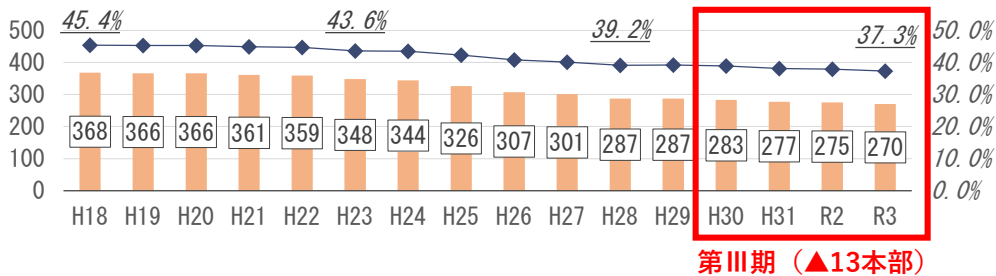
管轄人口10万人未満の小規模消防本部数は減少しているものの、同様に、管轄人口10万人以上の消防本部数も減少しているため、全消防本部数に占める割合は、横ばいとなっている。



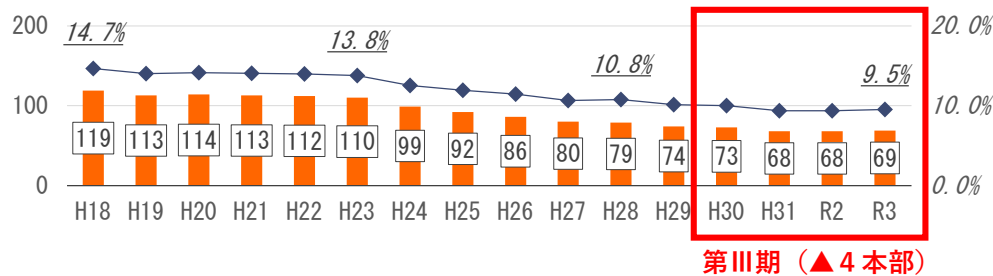
## 3 消防吏員100人以下、消防吏員50人以下の消防本部数の推移

消防吏員数で見ると、100人以下の消防本部（小規模消防本部）、50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については、本部数及び全消防本部に占める割合ともに減少している。

▶消防吏員100人以下の本部推移 (棒グラフ：本部数 折線グラフ：全本部に占める割合)



▶消防吏員50人以下の本部推移 (棒グラフ：本部数 折線グラフ：全本部に占める割合)



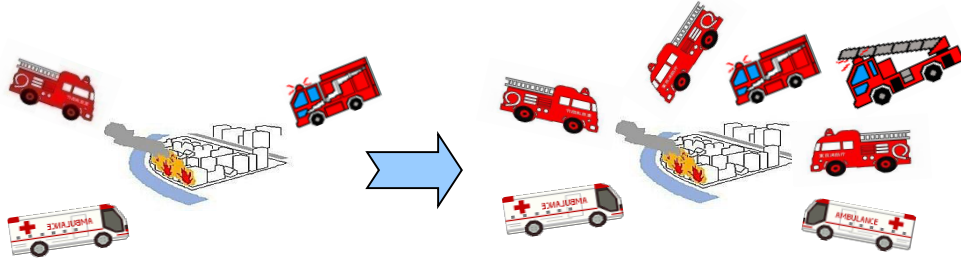
※特定小規模消防本部のうち、指令の共同運用を実施している消防本部数⇒16/69本部

# 消防の広域化は、消防力の強化につながる

## ① 住民サービスの向上

### 1 初動の消防力、増援体制の充実

- 初動出動台数が充実。統一的な指揮のもと、応援体制も強化。大規模災害、特殊災害へも対処可能に。



#### (具体事例)

#### ○ 火災初動対応（第一出動）時の出動車両数等の充実

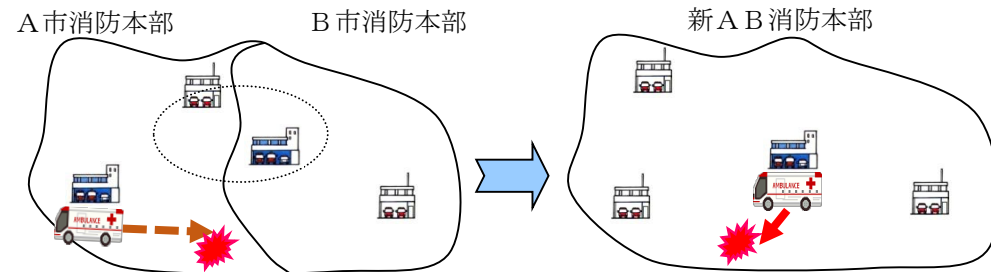
- ・奈良県広域消防組合消防本部 3～6台 → 6～7台
- ・宇部・山陽小野田消防局 5台 → 7台
- ・小田原市消防本部 6台 → 10台
- ・埼玉東部消防組合消防局 5～7台 → 8台

#### ○ 大規模災害時の対応

- ・熊本市消防局 広域化により、熊本地震時、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に消防車両24台、活動人員82人の大規模な消防力で対応することができた。  
(広域化前：4台、12人＋非番招集で対応)
- ・とちぎ広域消防局 広域化により市町の境界を越える出動が可能になり、2016年8月台風10号による土砂災害時、芽室町(芽室消防署員は30人規模)に帯広消防署からボート艇と隊員13人を投入できた。また、清水町(清水消防署員は30人規模)には本部員26人＋帯広消防署員4人＋幕別消防署員2人を投入することができた。

### 2 現場到着時間の短縮

- 管轄区域全体を見渡した署所の適切配置が可能に。
- 指令の一本化により、直近の車両が現場直行が可能に。



#### (具体事例)

#### ○ 救急出動時における現地到着時間（覚知～到着）の短縮

- ・弘前地区消防事務組合消防本部 例) 弘前市種市 ▲13:39(20:00→6:21)
- ・小田原市消防本部 例) 小田原市小竹 ▲4:51(12:11→7:20)

#### ※小規模本部より大規模本部におけるメリットが大きいケース

- ・草加八潮消防局の到着時間短縮  
草加市(24万人) ▲1:00～▲2:36 八潮市(8万人) ▲0:06
- ・埼玉西部消防局の出動件数  
所沢市(中心市) 市内→市外 518件、市外→市内 880件
- ・東近江行政組合消防本部の出動件数  
東近江市→愛知郡 54件、愛知郡→東近江市 1067件

#### ○ 管轄区域に関係なく直近の消防隊が出動する件数

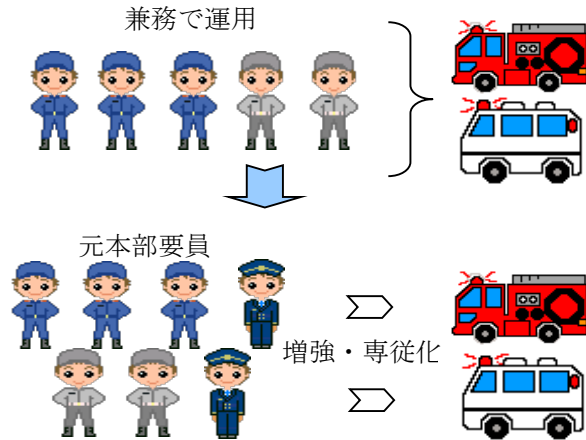
- ・ちば消防共同指令センター 年間約400件(通報年間約20万件)



## ② 人員配備の効率化と充実

### 1 現場要員の増強

本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置が可能になり、消防力が強化された。



#### (具体事例)

#### ○ 現場への手厚い人員体制が可能に

・奈良県広域消防組合消防本部

**122人**の人員配置効率化で、現場へ配置転換

本部要員&通信指令要員 ▲115人(296人→181人)

・佐賀広域消防本部

神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設

#### ○ 高度な消防隊の配備が可能に

・宇部・山陽小野田消防局 指揮隊2隊新たに配備

・小田原市消防本部 高度救助隊(大規模な災害や事故に対応する高度な救出救助能力を有する専門部隊)を発足



### 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化

- 専門性が強化し、災害対応力が向上。
- 体制の増強により、非番出動も減少(「働き方改革」にも)。



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

(参考)

・予防業務の着実な取組により、出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向。

(ここ10年でそれぞれ、30.1%、29.8%の減)

・高齢化の進展等により、自力避難困難者が利用する施設が増加し、火災や死者の数が増加することが懸念。また、大規模倉庫、高層建築物等の増加により、消火・救助などの消防活動が困難な建物が増加することが懸念。

→専門性の高い予防業務を着実かつ効率的に実施していくことが極めて重要。

#### (具体事例)

#### ○ 予防業務の充実による火災の未然防止強化

・富良野広域連合消防本部 従前は本部と署に兼務の形で配置していた**予防担当者**を専任で配置。

・東近江行政組合消防本部 従前は2人であった愛知郡域の予防担当者を1~2人増員し、**定期査察も可能**に。

#### ○ 手厚い救助体制による大規模災害や事故への対応力向上

・奈良県広域消防組合消防本部

特別救助隊1隊 → **高度救助隊1隊+特別救助隊3隊**

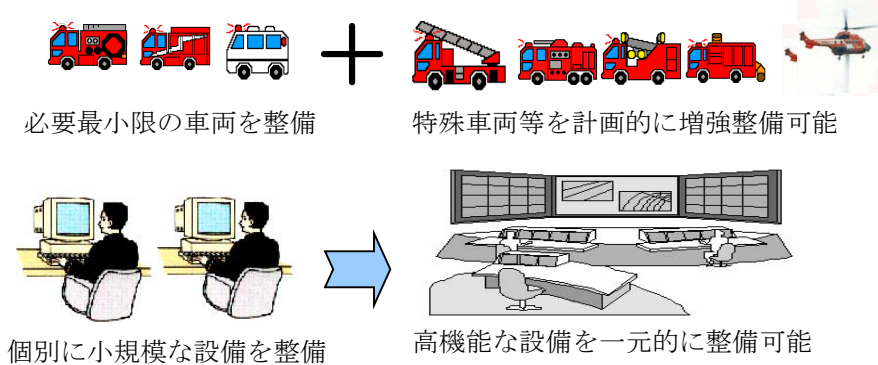
#### ○ 非番出動の減少による働き方改革

・埼玉東部消防組合消防局 火災現場付近の非番者を常に招集していたが、広域化後は火災における**非番招集を原則廃止**した

### ③ 消防体制の基盤の強化

#### 1 高度な消防設備、施設等の整備

車両や資機材の共有や共同整備により、効率的な運用・整備が可能に。その結果、**高度な車両や資機材**の整備が可能に。



#### (具体事例)

##### ○ 高機能消防指令センター整備

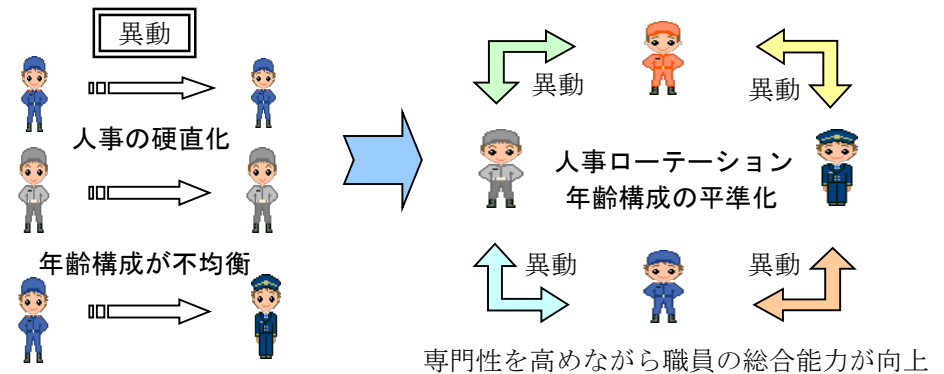
- 共同整備を行った19本部の平均**整備費▲49.8%**
  - 北はりま消防本部 整備費が半減(11.4億円→5.8億円)
  - ちば消防共同指令センター 整備費が4割減(91億円→58億円)
- 沖縄県では、**指令人員体制**が従前の**3分の1**に(現状29人体制)
- \* 整備費に比例するとされる毎年の**システム維持費**も減少
- **捻出した経費や人員を、設備の高度化や充実、現場要員充実に**

##### ○ 特殊車両等の整備

- 佐賀広域消防局 はしご車やNBC災害対応資機材などの増強

#### 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、**組織も活性化**し、研修等による**人材育成**も可能に。



#### (具体事例)

##### ○ 人事ローテーションによる組織の活性化

- 埼玉東部消防組合消防局 旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

##### ○ 派遣研修の充実により消防職員の人材力が向上

- 宇部・山陽小野田消防局 広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

# 消防の広域化に係る財政支援

消防の広域化	都道府県	普通交付税	<b>消防広域化推進経費</b> ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	<b>広域化対象市町村に対する支援に要する経費</b> ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	<b>消防広域化準備経費</b> ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			<b>消防広域化臨時経費</b> ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	<b>防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3]</b> ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）  <b>一般事業債・一般補助施設整備等事業債</b> ・消防本部庁舎の整備
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 ・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。

※2 ・消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 ・消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）

# 消防庁舎（広域化に伴う新築、増改築）

## 対象事業

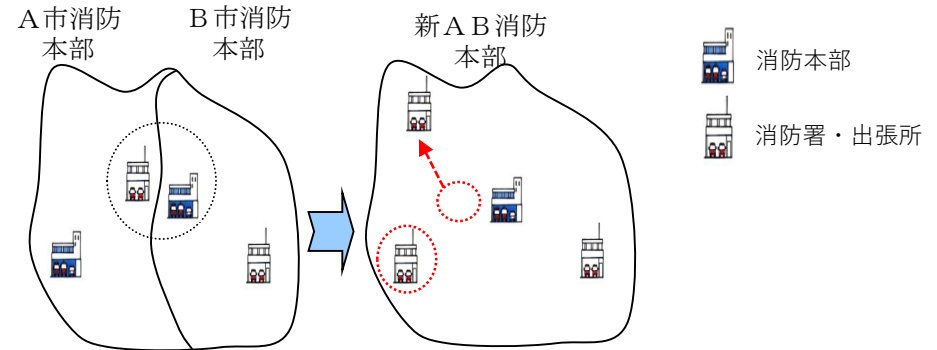
- 【広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等（消防署、出張所及び指令センター）の増改築】  
（消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものは新築も対象）
- 【広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築】

## 留意事項

- ・ 広域化後10年度以内に完了する事業
- ・ 広域化前に着手するものも対象。
- ・ 「消防署所等の増改築等」とは、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業。ただし、消防本部（指令センターを除く）、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象外。
- ・ 「新築が対象となる消防署所の再配置」とは、近接する署所を統合し新たに分署を設置する場合や非常備消防地域を管轄する署所等を新設する場合など

## 【事業イメージ】

消防署所等の再配置イメージ図



整備事例 奈良県広域消防組合消防本部 桜井消防署（庁舎・訓練施設）

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

## 地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

- 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

# 常備消防の車両資機材 広域化、連携・協力に伴い整備される車両

## 対象事業

- 【広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備】
- 【連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備】  
(適債性があるものに限る。なお適債性がない資機材であっても車両と一体的に整備する場合は対象)

## 【事業イメージ】

消防ポンプ自動車



救急自動車



化学消防車



はしご自動車



消防艇



など

## 留意事項

### 〈共通事項〉

- ・広域化、連携・協力の実施前に着手するものについても対象
- ・広域化後5年度以内に完了する事業、連携・協力実施計画に位置づけた後5年度以内に完了する事業をそれぞれ対象

### 〈連携・協力〉

- ・複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は対象
- ・「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について」(令和4年3月31日付け消防庁消防・救急課長通知)に掲げる、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等は緊急防災・減災事業債の対象  
(消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車は防災対策事業債の対象)

※対象事業、留意事項についての詳細は地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

## 地方財政措置 (地方債 (充当率・交付税措置))

- 【広域化、連携・協力】緊急防災・減災事業債 (令和7年度までの時限措置)

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 【広域化、連携・協力】防災対策事業債

充当率 90%

(交付税算入率 50%)

一般財源 10%

# 消防の連携・協力に係る財政支援

連携・協力	都道府県	特別交付税 [※1]	<b>広域化対象市町村に対する支援に要する経費</b> ・ 消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する都道府県からの補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	<b>消防広域化準備経費</b> ・ 消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） [※2]
	市町村	地方債 [※3]	<b>防災対策事業債</b> ・ 高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・ 消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。）
			<b>緊急防災・減災事業債</b> ・ 高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・ 消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 ・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。

※2 ・令和5年度より拡充

※3 ・消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）

※4 ・消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。

# 消防の広域化のための連携・協力に対する財政措置(令和5年度)



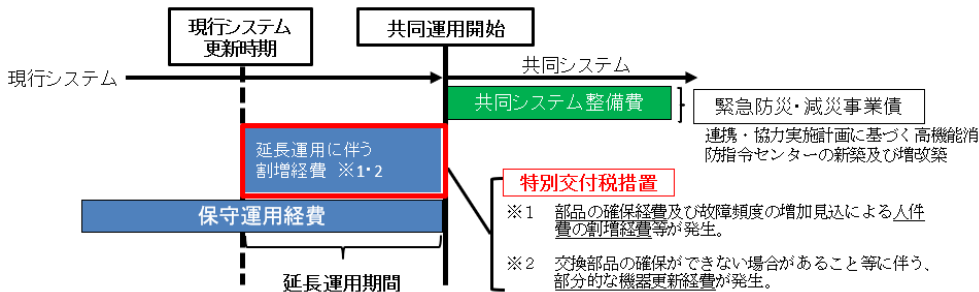
## 【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防庁では、消防の広域化を推進しており、広域化により行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制を強化することが極めて有効であるとする一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について「**連携・協力\***」を推進している。  
※連携・協力は、地方自治法の連携協約、協議会等の手法により、消防指令センターの共同運用や消防用車両等の共同整備を行うもの。
- **令和5年度から、広域化を前提とした消防指令センターの共同運用に関して下記の特別交付税措置を講じる予定。**

### <広域化を前提とした消防指令センターの共同運用>

- 消防指令センターの共同運用は、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることが出来ることに加え、災害情報を一元的に把握し、効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。
- このため、連携・協力実施計画に基づく高機能消防指令センターの整備について、**緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)**の対象としている。
- **令和5年度からは、広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、共同運用に参画するために当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合において、これに伴い生じた通常の保守経費を上回る割増経費(やむを得ない場合の機器更新費用を含む。)**に対し、**特別交付税措置(措置率:0.5)**を講じる予定\*。

※都道府県が策定する「広域化推進計画」において、連携・協力対象市町村として、財政支援の対象となる市町村が定められていること等が要件



【その他の主な財政措置】

特別交付税措置(都道府県):消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する支援(補助金、交付金等の交付)に要する経費

### <消防用車両等の整備>

- 消防用車両等の共同整備は、車両の整備費や維持管理費の効率化や、より高度な車両の配置による災害対応能力の向上等の効果が見込まれる。
- このため、連携・協力実施計画に基づく消防用車両等の整備について、**緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)**の対象としている。



はしご自動車



化学消防車

## 【留意事項(助言内容)】

- 今般の地方財政措置を踏まえ、消防の広域化を前提とした連携・協力の取組について、より積極的な検討を行っていただきたい。
- 特に、指令システムの更新時期が集中する令和6~8年度は、共同運用を実現するまたとない好機であり、消防本部においては実現に向けた検討に、都道府県においては消防本部に対する上記財政措置等の情報提供や関係市町村間の必要な調整などに、一層積極的に取り組んでいただきたい。
- なお、延長運用に伴う割増経費に対する特別交付税措置の具体的な対象・要件等については、令和4年度中に通知等により示す予定。

## 2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

### (1) 消防の広域化の必要性



# 消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会

## 1 検討会の目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限(R6.4.1)後における消防の広域化や連携・協力による消防力の維持・強化のための消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。

## 2 検討会の委員

座長	原田 久	立教大学法学部 教授
委員	磯打 千雅子	香川大学創造工学部特命准教授
	井田 知也	近畿大学経済学部国際経済学科教授
	伊藤 正次	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
	大石 健二	北海道とちか広域消防局長
	角田 悠紀	富山県高岡市長
	木村 俊雄	神奈川県寒川町長
	小池 重一(～R5.3)	大阪府危機管理室長
	西 俊光(R5.4～)	〃
	廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
	福田 和幸	熊本県熊本市消防局長
本山 和平	高知県高知市消防局長	
山崎 剛	茨城県防災・危機管理部長	
オブザーバー	吉田 敏治	全国消防長会事務総長

## 3 検討会での審議内容等

- (1) 消防の広域化等の必要性
- (2) 消防の広域化の推進方策
- (3) 消防の連携・協力の推進方策

### <審議経過>

第1回検討会	令和5年1月27日
第2回検討会	令和5年3月 1日
第3回検討会	令和5年3月27日
第4回検討会	令和5年4月27日
第5回検討会	令和5年6月 2日

## 4 消防の広域化、連携・協力の進捗状況

平成18年度 (消防の広域化法制化) **第Ⅰ期** → 平成25年度 **第Ⅱ期** → 平成30年度 **第Ⅲ期** → 令和6年度(予定)

広域化		26地域68団体	26地域81団体	7地域15団体 (うち5地域10団体は連携・協力からの進展)	…第Ⅲ期では広域化の進捗が鈍化
連携・協力	指令の共同運用	49地域206団体		14地域52団体	…指令の共同運用以外の連携・協力は実施実績が低調
	消防用車両の共同整備	4地域8団体		5地域11団体	

### 消防を取り巻く社会環境等の変化

- 総人口は減少の見通しであり、各消防本部の人的基盤等が、将来的に弱まっていくおそれ
- コロナ禍により救急搬送困難事案が多発し、消防・救急体制への負担が蓄積した教訓を踏まえ、将来に向けても新たな感染症等への備えが必要
- 広域的に被害が発生する大規模災害が近年、激甚化・頻発化しており、さらに、近い将来の大地震等発災への警戒が必要 等

### 消防活動における広域化等の必要性

- 特に小規模消防本部が中長期的にも現行と同程度の消防力を確保していくためには、十分な消防体制を確立する必要
- さらに、各消防本部においては、将来的にも、平時の消防体制だけでなく、大規模災害時の発災直後から最低限の対応ができる体制を確保する必要性が高まっている。

具体的には、大規模災害時の消防体制として、

- (1) 応援到着前の初動体制の確保の必要
- (2) 応援部隊との効果的な連携体制の構築の必要

なお、コロナ禍の教訓を踏まえ、平時の消防体制としても、

- (3) 感染症等に強い体制の確保の必要

- そのため、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、以下のような効果を発揮し、消防力の維持・強化を図ることが必要

#### 平時の消防活動における広域化等の主な効果

- ① 現場到着時間等の短縮
- ② 初動体制の強化
- ③ 活動要員の増強、業務の専門化・高度化
- ④ 組織の活性化
- ⑤ 経費削減

→ 本部の規模が拡大し、消防署所が増えることで、複数の部隊による迅速な消火・救急搬送等が可能となる。

また、職員の専任化等による高度な警防・予防活動が図られ、事案の早期対処等が図られる。

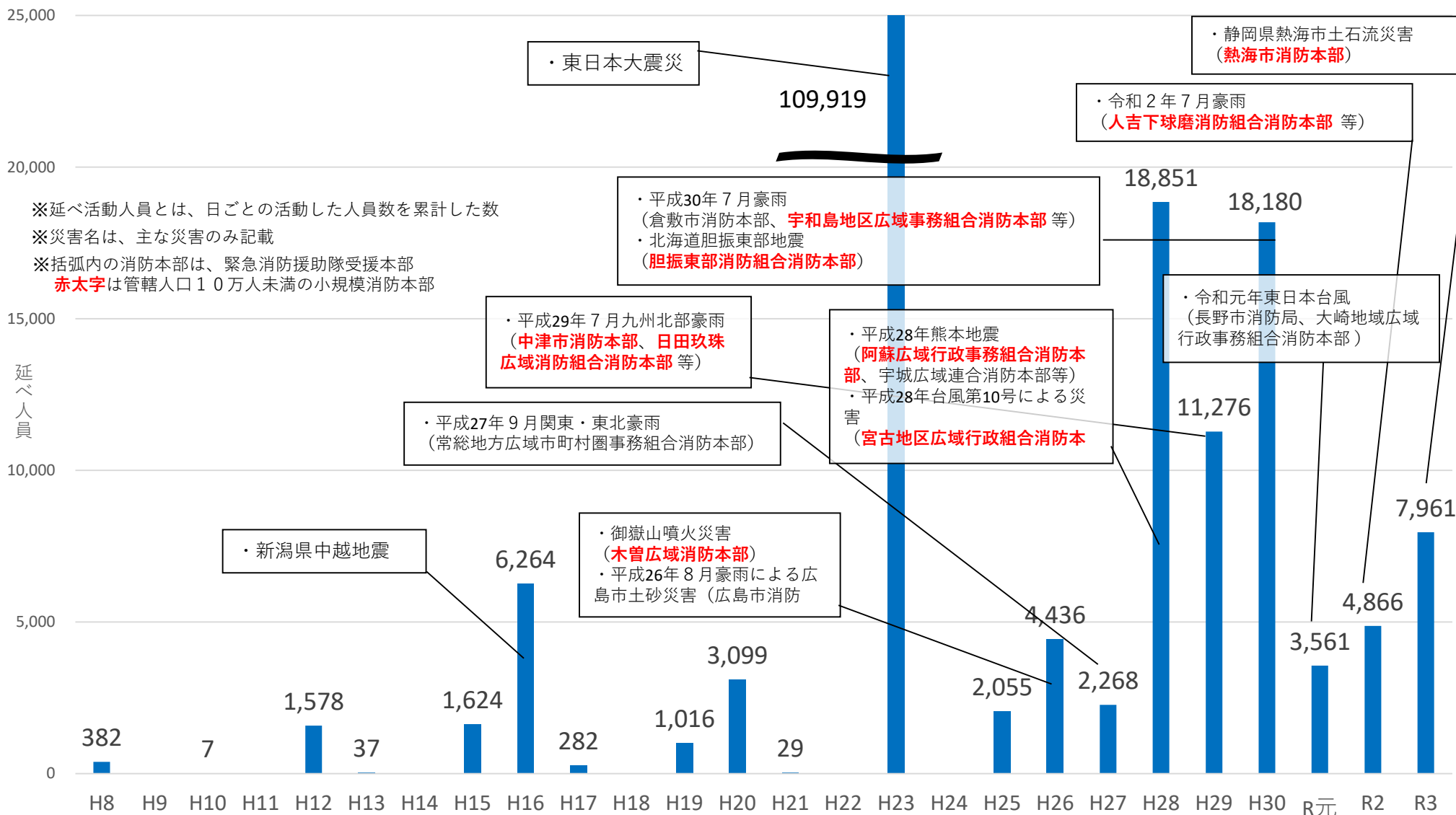
#### 大規模災害時の消防活動における広域化等の主な効果

- ① 本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化
- ② 消防機能の高度化等
- ③ 出動部隊数の確保
- ④ 統一指揮下での部隊運用
- ⑤ 災害対応の経験・ノウハウの共有

→ 本部の規模が拡大し、部隊運用の柔軟化等が図られることで、突然の大災害に対する即応体制を構築することが可能となる。また、組織の一体化により、統一指揮下での部隊運用や大規模災害対応の経験が共有されること等により、迅速かつ的確な災害対応活動につながる。

# 緊急消防援助隊の延べ活動人員数

近年、緊急消防援助隊の活動人員数の増加が顕著であり、大規模災害が頻発している。



# 大規模災害における初期災害対応体制

○広域的な災害発生時には、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応援部隊が到着しない場合もある。

○そのため、広域的な災害においても応援部隊が到着するまでの間に災害対応できる、消防体制の確保・充実を図ることが必要。

## 大規模災害における応援の例

本部 (職員数)	災 害	自消防本部部隊数①	県内応援②	緊急消防援助隊③ ※1日あたりの最大部隊数	自本部部隊① ／全部隊①+②+③	応援到着時間
A本部 (487名)	令和元年 東日本台 風	<b>■初動</b> ・指揮隊 6隊 ・消防・救助隊 19隊 ・救急隊 17隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・指揮隊 12隊 ・消防・救助隊 59隊 ・救急隊 25隊 <b>合計96隊</b>	指揮小隊 8隊 消火・救助小隊 39隊 救急小隊 16隊 後方支援小隊 28隊 <b>合計 91隊</b>	・指揮隊 2隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 25隊 ・救急小隊 7隊 ・後方支援小隊 11隊 ・通信支援小隊 1隊 <b>合計47隊</b>	<b>41.0%</b> (①96隊 /①96隊+②91隊+③47隊)	<県内応援> (要請) 6:23 (到着) 10:30 → <b>4時間7分</b> <緊急消防援助隊> (要請) 11:23 (到着) 17:00 → <b>5時間37分</b>
B本部 (138名)	平成30年 7月豪雨	<b>■初動</b> ・消防・救助隊 6隊 ・救急隊 2隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・消防・救助隊 17隊 ・救急隊 4隊 <b>合計21隊</b>	指揮隊 1隊 消火・救助小隊 4隊 特殊車両小隊 1隊 後方支援小隊 6隊 <b>合計12隊</b>	・指揮隊 1隊 ・消火・救助小隊 5隊 ・救急小隊 3隊 ・後方支援小隊 3隊 <b>合計12隊</b>	<b>46.6%</b> (①21隊 /①21隊+②12隊+③12隊)	<県内応援> (要請) 14:10 (到着) 19:40 → <b>5時間30分</b> <緊急消防援助隊> (要請) 14:30 (到着) 21:51 → <b>7時間21分</b>
C本部 (88名)	令和3年 熱海土砂 災害	<b>■初動</b> ・消防・救助隊 2隊 ・救急隊 1隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・消防・救助隊 7隊 ・救急隊 3隊 <b>合計10隊</b>	指揮小隊 4隊 消火・救助小隊 23隊 救急小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 後方支援小隊 16隊 <b>合計49隊</b>	・指揮隊 6隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 37隊 ・救急小隊 6隊 ・後方支援小隊 36隊 ・通信支援小隊 2隊 ・特殊装備小隊 3隊 <b>合計91隊</b>	<b>6.6%</b> (①10隊 /①10隊+②49隊+③91隊)	<県内応援> (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 16:54 → <b>6時間24分</b> <緊急消防援助隊> (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 21:50 → <b>11時間20分</b>

# 大規模災害対応に必要な人員の検討 ～緊急消防援助隊受援に係る要員実績～

実際に緊急消防援助隊が出動した以下の事例においては、受援消防本部は、災害現場での活動に加え、災害対策体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援のため、20名程度の人員が必要となった。

## α 本部（平成30年風水害、緊急消防援助隊受援）

19名

### <災害対策体制（6名）>

#### ■①指揮本部 5名

- ・活動資料（案内図、傷病者情報等）の作成、活動会議の開催
- ・消防応援活動調整本部、市災害対策本部、警察等関係機関との調整
- ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配

#### ■②市災害対策本部 1名

#### ■③消防応援活動調整本部（県庁） 0名

※電話等により連絡体制を確保することとしたもの

### <緊急消防援助隊対応（13名）>

#### ■④活動拠点 9名

- ・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動（指揮支援）

#### ■⑤宿営場所 4名

- ・宿営場所の確認・準備
- ・出動支援

## β 本部（平成29年風水害、緊急消防援助隊受援）

18名

### <災害対策体制（8名）>

#### ■①指揮本部 5名

- ・同左

#### ■②市災害対策本部 1名

#### ■③消防応援活動調整本部（県庁） 2名

### <緊急消防援助隊対応（10名）>

#### ■④活動拠点 5名

- ・消防部隊案内等

#### ■⑤宿営場所 2名

※道路寸断により宿営場所に到着できない状況が一時的に発生しマイクロバスにて隊員を送迎

#### ※その他（救急車同乗） 3名

※1日で約30件程度出動

# 大規模災害対応に必要な人員の検討 ～大規模災害対応に必要な人員の試算～

平時の火災対応、救急対応等と並行して、長期化する災害の中で一定の交替体制を設けつつ、災害対策体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援を行わなければならない。そのため、少なくとも平時と同規模の現場体制の確保に向け、消防職員100名程度以上の体制を確保することが必要。

## <大規模災害時の職員体制の試算>

### 職員数 60名

#### 【平時】

- ・日勤 10名
- ・当務 20名  
(非番・公休30名)



#### 【災害対応時】

- ・日勤 4名
- ・当務 18名 (減少)
- (非番 18名)
- ・指揮本部等 20名

### 職員数 90名

#### 【平時】

- ・日勤 15名
- ・当務 30名  
(非番・公休45名)



#### 【災害対応時】

- ・日勤 9名
- ・当務 31名 (微増)
- (非番 30名)
- ・指揮本部等 20名

### 職員数 120名

#### 【平時】

- ・日勤 20名
- ・当務 40名  
(非番・公休60名)



#### 【災害対応時】

- ・日勤 14名
- ・当務 43名 (増加)
- (非番 43名)
- ・指揮本部等 20名

#### <試算条件>

##### 【平時】

- ・職員の1/6を日勤、5/6を交替制勤務とする。
- ・交替制勤務員は、交替で当務・非番・公休をとることとし、職員の4割は当務、4割は非番、2割は公休に充てる。

##### 【災害対応時】

- ・指揮本部への派遣等災害対応体制の構築、緊急消防援助隊の受入に20名充てる。(災害対策体制の構築に従事する職員として日勤から6名、緊急消防援助隊対応として交替制勤務から14名充てる。)
- ・その他の日勤については、庁舎の保全管理、職員の被災状況の確認、消防資機材の調達や燃料の確保等、災害対応に必要な業務を集中的に実施する。
- ・交替制勤務職員は、災害対応のため公休日も勤務を前提とする。一方で、災害が長期化した場合、職員が交替しながら、災害対応を継続するため、5割を当務、5割を非番に充てる。

#### ※小規模消防本部における災害対策時の事例

- 発災直後、「進出拠点への連絡員の派遣」や「県調整本部への職員派遣」を実施できなかった。
- 発災後、全職員を招集し、活動に当たったが、人員や車両に限りがあり、崩落の起点部分の調査及び現場全体に安全管理員の配置が困難であった。
- 全職員が参集した前提で受援訓練を行い、役割分担を周知していたが、実際の災害では参集が困難な状況であり、マンパワーが不足した。

# 感染症等に耐えられる消防体制

○消防職員数50人以下の特定小規模消防本部において、新型コロナウイルス感染症の影響で、人員不足により消防体制が維持できない状況に陥った事例があった。

○一方で、新型コロナウイルス感染症による同規模の影響が発生した場合であっても、大規模・中規模な消防本部においては、日勤者の振替え等により消防体制を維持することができた事例がある。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で、人員不足により消防体制が維持できない状況に陥った事例（いずれも特定小規模消防本部）

消防本部	具体的内容（クラスターの状況等）	影響	通常体制に戻るまでの期間
A本部（41名）	感染：7名 濃厚接触者：23名（計30名） ※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約2週間
B本部（26名）	感染・濃厚接触者：20名程度（計20名程度） ※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約11日間
C本部（49名）	感染：1名 濃厚接触者：約10名（計約11名） ※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	1分署を閉鎖	約2週間

このような感染症等により一部職員が活動できず、災害対応に支障を生じ得る状況に陥ることを防ぐため、広域化等により消防体制の強化をする必要がある。

## 【参考】新型コロナウイルス感染症により多数の感染者が出たものの消防体制が維持できた消防本部の例

消防本部	具体的内容（クラスターの状況等）	対処方法
D本部（628名）	感染：47名 濃厚接触者：9名（計56名） ※1署で42名が同時に感染	・各署日勤者を出動隊員へ加える。 ・指揮隊3隊のうち1隊の運用を休止し、消防隊、救急隊へ人員配置 等
E本部（217名）	感染：5名 濃厚接触者：7名（計12名）	出動隊員として、日勤者、公休者、他の消防署から人員を確保

## 2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

### (2) 消防の広域化の推進方策



### 消防の広域化推進の基本的考え方

- ① 近年、消防の広域化の実現状況が鈍化していることから、消防本部が広域化に対して抱える懸念を踏まえ、これらへの対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要
- ② また、消防の広域化が進む地域においては、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組が行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要

### ①広域化に対する消防本部の懸念への対応

（消防本部が抱える主な懸念）

- 広域化したことに伴う新たな事務負担（組合議会事務等）の増
- 広域化時に継続検討とされた事項（給与体系の統一等）に係る調整の負担
- （小規模消防本部にとって）広域化の効果が見込まれない
- （大規模消防本部にとって）消防力の流出が懸念される

（対応策）

- 広域化した本部に対する構成市町村の人的支援等を促進
- 広域化時に継続検討とされた事項の解決に係る優良事例の横展開
- 広域化等の効果や実績に係る周知・説明

### ②消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

関係する消防本部の中から、地域の实情に応じて、新たに中心消防本部※を設定することを可能とし、中心消防本部、都道府県、消防庁のそれぞれが期待される役割を果たすことで広域化を推進する。

【広域化に至るまでの段階】

広域化検討着手

…都道府県が主要な役割

広域化検討過程

…中心消防本部が主要な役割

広域化実現後

（都道府県に期待される役割）

…消防の広域化の機運の醸成

- 消防本部の中長期的な消防力シミュレーションの提示
- 協議の場のコーディネート 等

（中心消防本部に期待される役割）

…周辺消防本部への呼びかけ

- 周辺本部との広域化の意向や消防現況の情報交換 等

（消防庁に期待される役割）

・都道府県や中心消防本部が上述の役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。

（都道府県に期待される役割）

…消防本部間等の意見調整

- 調整が難航している本部間の調整会議の設定 等

（中心消防本部に期待される役割）

…広域化後のあり方の具体的検討の主導

- 事務局として、広域化協議会等へ職員を派遣
- 広域化の手法や本部所在地等の調整を主導 等

（都道府県に期待される役割）

…広域化後の円滑な事務の支援

- 広域化した本部に対する助言・支援等

（中心消防本部に期待される役割）

…広域化時に継続検討とされた事項に係る調整

- 給与体系の統一等の継続検討・調整

# 消防広域化推進アドバイザー制度について

## 1 趣旨

消防の広域化を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

## 2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力(指令業務)の実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。  
 なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

## 3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。  
 (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等  
 (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

## 4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られたら、消防庁より正式な派遣依頼書を発出し、依頼元(都道府県等)とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議をしてもらう。

## 5 令和5年度のアドバイザーについて

	所属先等	広域化事例等
1	とがち広域消防局	6 消防本部(単独1、組合5) 1 9市町村で一部事務組合を設立し広域化
2	埼玉西部消防局	4 消防本部(単独3、組合1) が一部事務組合を設立し広域化
3	埼玉東部消防組合消防局	5 消防本部(単独4、組合1) が一部事務組合を設立し広域化
4	草加八潮消防局	2 消防本部(単独2) が一部事務組合を設立し広域化
5	小田原市消防本部	1 消防本部(組合)の構成市町が小田原市(単独)へ消防事務を委託し広域化
6	砺波地域消防組合消防本部	2 消防本部(単独、組合)が一部事務組合を設立し広域化
7	静岡市消防局	3 消防本部(単独2、組合1)の構成市町が静岡市(単独)へ消防事務を委託し広域化
8	奈良県広域消防組合消防本部	1 1 消防本部(単独4、組合7)と1 非常備村が一部事務組合を設立し広域化
9	宇部・山陽小野田消防局	2 消防本部(単独2)が一部事務組合を設立し広域化
10	熊本市消防局	1 消防本部(組合)の構成市町村が熊本市(単独)へ消防事務を委託し広域化
11	いばらき消防指令センター	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用 ※アドバイザーは2名在席
12	松戸市消防局	10 消防本部で協議会を設立し指令の共同運用
13	横須賀市消防局	2 消防本部(単独2)のうち1市が消防事務を委託し広域化 2 消防本部(2市1町)で協議会を設立し指令の共同運用
14	久留米広域消防本部	8 消防本部(単独5、組合3)が協議会を設立し指令の共同運用 2 消防本部(組合1、単独1)が指令の共同運用を経て広域化 現在7消防本部(単独4、組合3)で指令の共同運用

15名※いばらき消防指令センターは2名在席

## 6 令和2年度～令和4年度までの派遣実績について

年度	区分	No.	開催県	開催元	開催日付	アドバイザー	備考
令和2年度	アド派遣	1	山梨県	山梨県消防学校	R2.11.6	加藤(砺波地域)	県内消防本部の総務及び指令部門の課長等
		2	徳島県	徳島県庁	R2.11.13	寺下(奈良県広域)	東部地域における消防体制のあり方検討会及び同作業部会各委員
		3	宮城県	宮城県庁	R2.12.10	木村(横須賀市)	県内消防本部、宮城県職員
		4	愛媛県	松山市保健所	R2.12.18	加藤(砺波地域)	松山圏域4消防本部
		5	滋賀県	滋賀県庁	R3.3.22	天野(いばらき) 児島(いばらき)	県内消防本部、滋賀県職員
令和3年度	アド派遣	1	石川県	羽咋都市広域圏事務組合消防本部	R3.7.14	加藤(砺波地域)	能登地区消防指令業務共同運用ワーキンググループ委員(web)
		2	京都府	京都府立消防学校	R3.11.15	加藤(砺波地域)	渡邊(福岡市) 中級幹部科入校生(web)
令和4年度	アド派遣	1	秋田県	秋田県総務部総合防災課	R4.6.21	久保田(いばらき) 浅野(いばらき)	秋田県消防広域化協議会 作業部会
		2	茨城県	茨城県防災危機管理部消防安全課	R4.7.22	橋口(草加八潮)	県内消防本部、茨城県職員
		3	埼玉県	埼玉県坂戸市議会	R4.8.5	大石(静岡市)	坂戸市議会議員
		4	千葉県	千葉県防災危機管理部消防課	R4.8.30	須田(埼玉西部)	印旛地域市町の職員

※過去3年間で11件の派遣実績あり

# (参考) 出動シミュレーションシステム

## 1 システム構築の背景及びシステム概要

### ○背景

多くの消防本部において、広域化等について検討を進めているが「管轄区域を越えた出動による消防車両の到着時間短縮効果」や、「署所の新設、移転、又は統廃合による最適配置の見直し」等の分析について、消防本部独自では実施困難であり、かつコンサルに委託する費用負担が課題との声が多いため、地図データを基に経路探索等が可能なソフトの開発及び消防本部に使用させるためのシステム構築を行い、各消防本部の広域化等の検討を支援することとした。

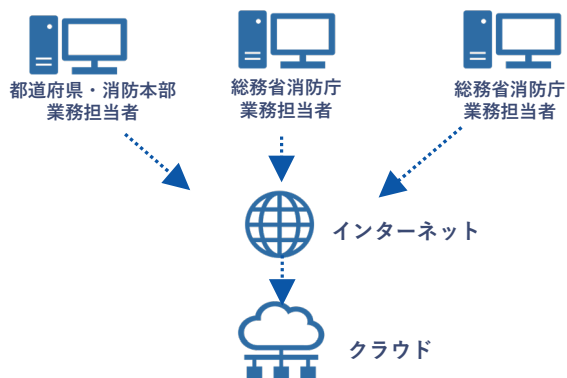
### ○システム概要

消防車両出動シミュレーションシステムは、消防広域化における消防本部間の管轄範囲の見直しや、より効率的な消防力の発揮のため、地図上に可視化し分析することで、各署所からの到達時間の比較、差異を確認できるものである。

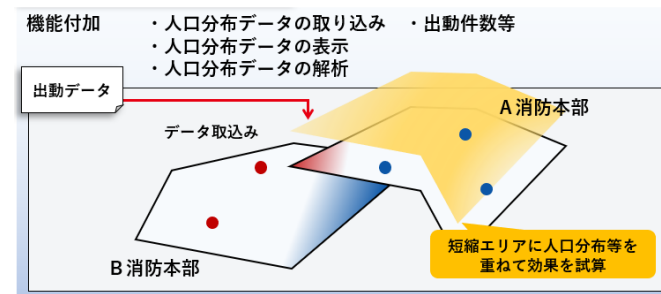
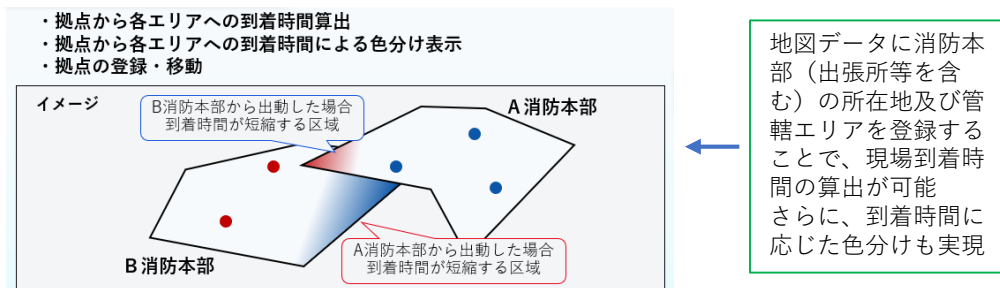
## 2 スケジュール

- ・令和3年度、令和4年度 システム構築
- ・令和5年度 夏頃運用開始予定

## 3 システム構成図



## 4 システムイメージ図



## 5 システム導入により期待できる効果

- ・隣接消防本部の管轄エリアを含めた到着時間を**視覚的に表示**することで、広域化を検討する有益な資料とする。
- ・到着時間を色分けした地図に「人口分布や出動場所データを付加」することで、隣接区域との広域化や連携・協力時の効果が**可視化された資料**が出力でき、実情に即した検討・研究が可能となる。
- ・その他、人口密集地域の把握や、署所配置の適正についての確認や検討が容易となる。

## 2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

### (3) 消防の連携・協力

# 消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書（概要）

## ～（３）消防の連携・協力の推進方策～

### 消防の連携・協力推進の基本的考え方

#### （現状の課題等）

- 指令の共同運用の実績は多く、応援出動効率化や経費削減効果が生じている消防本部は多数  
一方、その他の分野の連携・協力の実績は少なく、部隊の高度化等の効果を楽しんでいる消防本部は限定的
- そのため、指令の共同運用に加え、当該消防本部の直面している課題に合わせた多様な連携・協力を促進していくことが必要

#### （今後の消防の連携・協力の推進の考え方）

- 指令の共同運用については、消防本部のニーズも高く、引き続き促進していくとともに、**高度な運用（ゼロ隊運用・直近指令）の活用を促進**
- その他の分野については、消防本部の現在の取組状況を踏まえ、**既存の連携・協力の類型を消防本部のニーズに応じて見直した上で、多様な類型の連携・協力の取組を促進していく。**

※各消防本部が、必要に応じて、多様かつ複数の連携・協力の取組を進めることで、「職員間のつながり、意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果の実感」、「共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積」といった、広域化の下地が積み重なっていき、将来的な消防の広域化へ段階的につながっていくことも期待される。

### 消防の広域化につながる、連携・協力の多様な類型のあり方

#### <これまでの類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④境界付近における消防署所の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

#### <新たな類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、**資機材等**の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④**特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置**
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥**訓練の定期的な共同実施**
- ⑦**現場活動要領の統一**

※消防庁においては、各消防本部が連携・協力を実施する際に、アドバイザーの派遣や優良事例の横展開等に加え、財政措置等により支援することが望まれる。

# 既存の連携・協力の類型①～指令の共同運用～

指令の共同運用は、複数消防本部の管轄区域における災害情報を一元的に把握し、出動指令を行うことによって効果的・効率的な応援体制が確立されること等の効果があり、現在46地域において実現している。

## 概要

複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行う。

## 効果

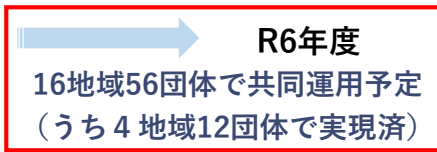
- ・効果的・効率的な応援体制の確立
- ・施設の共有や共同整備による、整備費・維持費の削減
- ・小規模な消防本部でも高度な指令システムを導入可能
- ・指令人員の削減による、現場要員の充実

## 実績

### 「指令の共同運用」の実績

H28年度以前  
42地域181団体で共同運用 「連携・協力基本指針」策定

H29年度

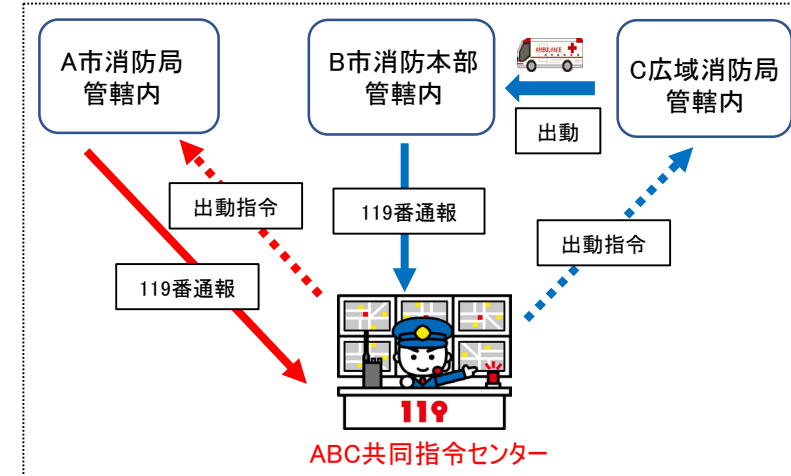


※令和5年4月現在、46地域193本部において実現

## 財政措置

- 都道府県
  - ・特別交付税 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 (0.5)  
(消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費)
- 市町村
  - ・特別交付税 消防広域化準備経費 (0.5) (令和5年度～)  
(広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、現行システムの更新時期がまちまちである各団体のシステムを統一するために延長して運用する場合に生じる割増経費)
  - ・地方債 緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税算入率70%)  
(高機能消防指令センターの新築及び増改築 (連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。))

<指令の共同運用イメージ図>



# 既存の連携・協力の類型②～消防用車両等の共同整備～

消防用車両等の共同整備は、特殊な災害への対応能力の向上を期待できるが、指令の共同運用と比べ実績は少ない。

## 概要

はしご自動車や特殊災害車両等、出勤頻度の高くない車両について、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出勤する体制とする。

<共同整備が想定される消防用車両等(例)>



はしご自動車



化学消防車

## 効果

- ・ 高度な車両の配置が可能となることによる、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上
- ・ 車両の購入費・維持管理費の抑制

## 実績

### 「消防用車両等の共同整備」の実績

平成28年度以前  
4地域（8本部）



平成29年度以降  
5地域（11本部）



令和5年4月1日現在  
**9地域19消防本部**で実施  
内訳  
はしご車：9地域19消防本部  
化学車：1地域2消防本部

(未実施の消防本部からは、既にはしご車等を自前で整備している、管轄内ではしご車等が必要となる機会がほぼないなどの声があった。)

## 財政措置

- 市町村  
・ 地方債

緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）（令和4年度～）

（高機能消防指令センターの新築及び増改築（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。））

# 新たな連携・協力の類型①～部隊活動の高度化・共同化～

消防本部間の共同訓練の定期的な実施や現場活動プロトコル等の統一を行うことにより、各消防本部の知識や技術の向上が図られるとともに、大規模災害時等における連携の円滑化につながる。

## 概要

- ① 消防本部に協議会を設置し、定期的に訓練の共同実施を行う。
- ② 消防本部間の現場活動プロトコルや活動マニュアル等を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。

### <訓練の共同実施(例)>



### <現場活動プロトコル等の統一(例)>



## 効果

- ・ 知識や技術の向上（警防体制の高度化）
- ・ 相互応援における活動の効率化
- ・ 大規模災害時における緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化

## 実績

- ① 訓練の共同実施（協議会等を設置し定期的に実施するもの）の実績 61本部
- ② 現場活動プロトコル等の統一の実績 35本部



# 新たな連携・協力の類型②～特殊な救助等専門部隊の共同設置～

水難救助隊やNBC災害対応隊などの専門的な技能・知識を必要とする部隊を共同設置することで、様々な災害に対応可能な体制が確保でき、災害対応力の強化につながるほか、専門的な人材の育成や車両整備の負担軽減も期待できる。

## 概要

高度な技術や知識が求められる特殊な災害に効果的・効率的に対応するため、水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などの専門部隊を共同で設置するとともに、使用する資機材についても共同で整備する。

### < 共同部隊(例) >



水難救助隊



山岳救助隊



NBC災害対応隊



ドローン隊

### < 共同整備する資機材(例) >



災害対応ドローン



水中ドローン



水中無線機



化学剤検知器



除染テント



潜水資機材

## 効果

- ・ 特殊な災害に特化した専門部隊の共同設置による災害対応力の向上
- ・ 専門的な人材の育成の負担の軽減
- ・ 資機材の共同整備による整備費・維持費の削減
- ・ 若年職員の意識向上や職場としての魅力向上

## 実績

○なし  
※ただし、10本部から既存の連携・協力以外に考えられる「新たに考えられる連携・協力」としての意見があった。

# 新たな連携・協力の類型③～資機材等の共同整備～

消防資機材及び起震車等の消防活動以外に使用する車両の共同整備を行うことで、財政負担の軽減と効率的な車両運用が期待できる。

## 概要

財政負担の軽減や効率的な車両運用のため、消防用資機材（救助用資機材等）や起震車などを共同整備する。

<共同整備(イメージ)>

(消防用資機材)



### 油圧式救助器具

事故車両から要救助者を搬出するために車体を切り広げる資機材



### 画像探査装置

倒壊した建物のがれき等の狭い隙間から首振りカメラで要救助者を探査する資機材

(起震車)



地震のような揺れを体験できる装置が積載されている車両  
(消防イベント等で使用)

## 効果

- ・ 共同購入することによる高度な資機材の配置
- ・ 財政負担の軽減
- ・ 効率的な車両運用

## 実績

- ① 消防用資機材の共同整備の実績 5本部
- ② 起震車の共同整備の実績 3本部